

第43回 規制改革推進会議 議事概要

1. 日時：平成31年4月22日（月）15:00～16:59

2. 場所：中央合同庁舎4号館12階共用1208会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、江田麻季子、高橋滋、
林いづみ、原英史、森下竜一、八代尚宏、山本正己

（政府）片山大臣、中根副大臣、舞立政務官、山崎事務次官、中村内閣府審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、
福島規制改革推進室次長、石崎参事官、大森参事官、小見山参事官、
小室参事官、谷輪参事官、長瀬参事官、福田参事官

（説明者）文部科学省 矢野大臣官房審議官（初等中等教育担当）

文部科学省 平野大臣官房審議官（総合教育政策局担当）

文部科学省 高谷初等中等教育局情報教育・外国語教育課長

文部科学省 森友初等中等教育局教科書課長

文部科学省 桐生初等中等教育局初等中等教育企画課学びの先端技術活用推進室長

文部科学省 田中初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長

総務省 犬童情報流通行政局情報流通振興課長

総務省 田村情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室長

経済産業省 浅野商務サービスグループサービス政策課長

厚生労働省 本多大臣官房審議官（雇用環境・均等、子ども家庭、少子化対策担当）

厚生労働省 竹林子ども家庭局保育課長

厚生労働省 柴田社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長

厚生労働省 迫井大臣官房審議官（医政、医薬品等産業振興、精神保健医療、
災害対策担当）

金融庁 栗田監督局長

金融庁 横尾監督局保険課長

生命保険協会 古河業務委員長

全国保育士会 村松副会長

日本介護福祉士会 藤野副会長

日本医師会 小玉常任理事

4. 議題：

（開会）

1. 日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」の枠組み整備に関する意見

について

2．オンラインによる遠隔教育の本格的推進（フォローアップ）及び最新技術を活用した教育の推進について

3．各種国家資格における旧姓使用の範囲拡大について

（閉会）

5．議事概要：

大田議長　こんにちは。「規制改革推進会議」第43回会合を開会いたします。

本日は、飯田委員、古森委員、新山委員、野坂委員、長谷川委員が御欠席です。

本日は、中根副大臣に御出席いただいております。ありがとうございます。

片山大臣、舞立政務官は16時ごろからの御出席です。

それでは、議題1「日本で働く外国人材への『就労のための日本語教育』の枠組み整備に関する意見について」、御審議いただきます。

保育・雇用ワーキング・グループの安念座長より、御説明をお願いします。

安念委員　他のワーキングでこれまでもあったことですが、答申に至る前にそれぞれのワーキング・グループで扱っている主要なテーマについて、とりあえずのポジションを明らかにしていくという意味で意見書を公表するということをしてまいりました。当ワーキングでも幾つか取り組んでいる主要課題がございますが、これから最後の答申まで順次、意見書を書いて皆様に御意見を賜りたいと存じます。

特に政策を幾つか束ねなければいけないようなものはそれなりの文書にしないと筋が通りませんので、そういうものについては意見書を書きたいと思っております。そこで、今日は日本で働く外国人材の「就労のための日本語教育」の枠組み整備に関する意見ということでございますが、御説明をしても、全部読んでも、結局同じことになってしまうものですから、全文を朗読させていただきます。

「我が国の外国人労働者は近年増加の一途にある。昨年の調査によると、我が国で働く外国人の数及び受入れ企業は共に過去最高の数値を更新した。日本で働く外国人労働者は近年多国籍化し、就労目的や抱えている背景も多様化している。平成31年4月に施行された改正出入国管理法により、新たな在留資格である『特定技能』の労働者の受入れも開始された。外国人労働者が、その能力を最大限発揮するためには、就労の場で上司や同僚と不自由なくコミュニケーションできるレベルの日本語能力が必要である。

政府は、外国人との共生の上で、日本語能力が如何にお互いの安心感をもたらすかを理解し、外国人が就労・生活する地域における『就労のための日本語教育』の枠組みを整備するため、以下の措置を講ずべきである」。

「1．就労のための日本語教育に対する誤解解消」。

「【現状及び問題点】」。

「生活、就学、就労等、日本語教育はその目的に応じて、内容、方法、評価基準が異なっているべきである」。

「特に就労目的の場合、在留資格や職種により必要とされるレベルが異なる」。

「現在の日本語学校は、留学生を高等教育機関へ入学させることを主な目的としており、就労目的の日本語教育を担う組織として必ずしも相応しくない」。

「国は就労に必要な日本語を習得できる体制を整えていない。また、こうした点について、地方自治体や企業に十分な情報提供がなされているとは言い難い」。

「【改革の方向性】」。

「国は『外国人就労・定着支援研修事業』」、これは古くからあるものです。「における日本語教育の実践経験に基づき、地方自治体及び企業に向けて、日本国内で働くことに特化した外国人労働者への『就労に役立つ日本語教育』のガイドラインを示すべきである」。

おめくりをいただきまして「併せて、地域の実情を踏まえて地方自治体が積極的に関わっていけるよう、地域社会における日本語教育の重要性を周知し、ガイドラインの推進体制を示すべきである」。

「2．地方自治体主導による教育環境の整備」。

「【現状及び問題点】」。

「日本語教育における自治体の関与にバラつきが大きい」。

「ボランティア主体の日本語教育組織の多くは地域社会との接点が少なく孤立している」。

「単独企業での日本語教育は難しい」。

「【改革の方向性】」。

「『多文化共生総合相談ワンストップセンター』」、これが今度の法改正によって設けられたものというか、設けられつつあるものです。「日本語教育機能を設け、企業、日本語教育関係者、自治会等と外国人労働者が交流できるよう、自治体に働きかけるべきである。また、好事例を他自治体へ提供すべきである」。

「育児・介護と仕事の両立支援にあたって『くるみんマーク』等の認定制度が設けられているように、就労外国人への日本語教育も含む手厚い受け入れ支援を行っている企業を評価する仕組みを設けるべきである」。

「3．教育に関わる人材（担い手）の確保」。

「【現状及び問題点】」。

「コミュニケーション能力、ビジネスマナー等、日本での就業に必要なスキルを教える日本語教育者を育成するための標準プログラムが普及していない」。

「自治体が提供するカリキュラムを修了する等、定められたスキルを習得して就労のための日本語教育者となったとしても活躍の場が少なく、または処遇も低い」。

そこで、おめくりいただきまして「【改革の方向性】」。

「国は、前出の『就労に役立つ日本語教育』のガイドラインに沿って、就労のための日本語教育者に求められる要件、教育のための標準プログラムを策定すべきである」。

「『外国人就労・定着支援研修事業』の豊富な実績から得られた教育内容のノウハウ

ウを、必要とする企業や自治体に提供すべきである」。

「 定年退職者等の離職者や子育てを終えた方等が自身の経験を活かし、セカンドキャリアとして就労のための日本語教育者として活躍できるよう育成し、その能力に相応しい就労先を斡旋すべきである」。

「 4 . 教育内容の質の確保」。

「【現状の問題点】」。

「就労先と日本語教育機関との間で、外国人労働者の日本語教育の目的や達成レベルについて共通認識が持たれず、能力育成の目的が達成されない場合がある」。

「【改革の方向性】」。

「CEFRに準拠した能力達成度を精緻化し、就労におけるコミュニケーション能力を定義し評価する仕組みが必要である。そのために、日本国内で働くことに特化したCan-doリスト」というのは、このレベルならこういう仕事ができますというリストをつくることです。外国の英会話のテストなどではそういうものが結構あるわけですがけれども、それを「作成し、各企業が活用できる『ひな形』として提供すべきである」。

CEFRというのはCommon European Framework of Reference for Languagesといって、これもランクに分けて、このランクの語学力ならこういう仕事ができるというのがヨーロッパ共通、ヨーロッパは移民の国ですので、そういうものでございますので、日本版のそういうものを用意してはどうかということでございます。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問をどうぞ。江田委員、どうぞ。

江田委員 御説明ありがとうございます。非常に必要なことだと思います。

今、拝見した中で担い手のほうですけれども、教育をしていくところで地方自治体と企業が並列で書かれている部分がありますが、これは両方がやっていくということによろしいでしょうか。

安念委員 実に大切なところを御指摘いただきました。実は働くための日本語教育というのは全然体系化されておりませんで、外国人労働者が増えている企業とか自治体がもうせっぱ詰まってというか、必要に迫られて手探りでやっているというのが実情でございます。

そこで、今、国が何か全国的に統一されたいい制度をつくるのは理想的なのでしょうけれども、もう受け入れは始まっている以上、それを待っているわけにはいかない。となると、とりあえずは、今もう既に着手しておられる、あるいは着手されつつある自治体さんや企業さんに、もうとにかくやっただこうというスタンスのものでございます。

江田委員 わかりました。ありがとうございます。

大田議長 ほか、いかがでしょうか。山本委員、どうぞ。

山本委員 やっていただく方法も重要なものだけれども、今、どちらかというと民間主体

で、もうやむにやまれず教育しているわけです。それに対する補助を出すとかそういう仕組みをしっかりとつって、民間がもっと活性化するようにした方が早道ではないかと思うのですが、それはどうですか。

安念委員 当会議が直接金目のことは言わない作法に一応なっているかなと思うのですが、その作法を踏まえれば、私どもの申しあげているこの裏にそういうお話はたっぴり詰め込まれていると自分では思っております。

山本委員 わかりました。

大田議長 よろしいでしょうか。ほか、いかがですか。よろしいですか。

御異議がなければ、この意見書を規制改革推進会議の意見として決定し、本会議後に公表いたします。

安念委員 江田さんの御指摘、大変ありがたかったし、それから、山本さんの本当は言いたいことを議事録に残していただけたので、私としては大変ハッピーです。

大田議長 ありがとうございます。

(文部科学省、総務省、経済産業省 入室)

大田議長 それでは、議題「２．オンラインによる遠隔教育の本格的推進（フォローアップ）及び最新技術を活用した教育の推進について」、御審議いただきます。

「オンラインによる遠隔教育の本格的推進」につきましては、昨年11月の第4次答申に取りまとめておりますので、今日はそのフォローアップになります。「最新技術を活用した教育の推進」については、2月26日の本会議及び3月11日の「公開ディスカッション」で議論をしまりましたので、今日はその続きということになります。

今日は、文部科学省から、大臣官房審議官（初等中等教育担当）の矢野和彦様。

大臣官房審議官（総合教育政策局担当）の平野統三様。

初等中等教育局情報教育・外国語教育課長の高谷浩樹様。

初等中等教育局教科書課長の森友浩史様。

初等中等教育局初等中等教育企画課学びの先端技術活用推進室長の桐生崇様。

初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長の田中義恭様においでいただいています。

総務省から、情報流通行政局情報流通振興課長の犬童周作様。

情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室長の田村卓也様においでいただいています。

経済産業省からは、商務サービスグループサービス政策課長の浅野大介様にお越しいただいております。お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、御説明に先立ちまして、配付資料について、事務局より御説明をお願いします。

小室参事官 規制改革推進室参事官の小室でございます。

私からは、お手元にお配りしました参考資料1について御紹介いたします。

これについてでございますけれども、4月3日に経済同友会が「自ら学ぶ力を育てる・初等・中等教育の実現に向けて～将来を生き抜く力を身に付けるために～」と題する提言書を公表しております。

1枚めくって目次をごらんいただければと思いますが、の各論の1ポツ、「教員養成・研修制度、教員免許制度の抜本改革」、そして、2ポツの「テクノロジーを活用し、学びの質を高めるための規制・制度改革」につきましては、先ほど大田議長から御紹介ございましたように、最新技術を活用した教育の推進というテーマにつきましては、2月26日の会議及び3月11日に開催された公開ディスカッションにおきまして議論をしてきたところでございますけれども、この提言書には、これら当会議で議論をしてきた内容と重なるところがございますので、本日の議論にも資するのではないかと考えられましたので、御参考までにお配りさせていただいたものでございます。

御紹介は以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、文科省より御説明をお願いいたします。

矢野大臣官房審議官（初等中等教育担当） 文部科学省の初中教育の担当審議官をしております矢野と申します。

お手元の資料2-1、横長の「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」というペーパーを御参照しながらお聞きいただければと思います。

文部科学省では、昨年11月に公表いたしました柴山・学びの革新プランを踏まえ、先端技術の活用方策の具体化の検討を進めてまいりました。今回、先月、3月29日に、今、御紹介申し上げました中間まとめを公表いたしましたので内容の御説明を申し上げます。

まず1ページをお開きいただきたいと思っております。公教育や教師の役割は引き続き重要なものではございますが、ICTを基盤とした遠隔技術など先端技術を効果的に活用することで、教師の指導や子供の学習の質をさらに高め、子供の力を最大限引き出す学びを実現していく必要がございます。

先端技術の効果的な活用を通じた「子供の力を最大限引き出す学び」を実現する、目指すべき次世代の学校・教育現場につきましては、良質な授業・コンテンツの提供、校務の効率化、児童生徒の効果的な学びの支援、教師の経験知と科学的視点のベストミックスという観点から、2ページで具体的に提示するとともに、3ページにもございますとおり、ICTを基盤とした先端技術を効果的に活用するに当たり、ハード上、利活用上の課題を整理しております。

今回の中間まとめでは、このような課題を解決し、目指すべき次世代の学校・教育現場を実現するため、3ページの下の方角囲いにご覧のとおり、遠隔教育の推進による先進的な教育の実現、教師・学習者を支援する先端技術の効果的な活用、先端技術の活用のための環境整備の3点を柱に据え、方策をまとめたところでございます。

1点目の遠隔教育についてでございますが、4ページでお示しいたしておりますけれど

も、例えば一番左、多様な人々のつながりを実現する。真ん中、教科の学びを深める。一番右、個々の児童生徒の状況に応じた教育の実施といった場面における活用を通して、教師の質、指導や子供たちの学習の幅を広げることや特別な支援が必要な児童生徒の学習機会の確保を図る観点から、重要な役割を果たすものでございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。5ページにお示しいたしておりますように、今回、全ての自治体に遠隔教育の実施状況や活用意向についての調査を行いました。遠隔教育を実施したいが、ノウハウがなく、どのように実施したらよいかわからない。コスト面で断念しているなどの理由で実施できていない学校がある自治体数は赤い部分で示しておりますが、454自治体で、全体の約25%でございました。

この調査結果を踏まえ、希望する全ての学校が遠隔教育を活用できるようKPIを設定するとともに、遠隔教育の普及に向けた推進施策として、ノウハウやコストなどの課題に応じたさまざまな支援・助言が受けられるような環境の整備。遠隔技術を活かした、より専門性の高いきめ細かな事業が全国的に横展開されるよう、遠隔教育特例校の創設といった実証的取組の充実。遠隔教育を実施するための効果的な基盤といたしまして、「SINET」の初等中等教育への開放という3点の施策を推進してまいります。

施策の具体的な内容は6ページと7ページに詳細を記載しております。

さらに8ページをお開きいただきたいと思います。2023年度中に希望する全ての初等中等教育段階の学校で遠隔教育が活用されるよう、さまざまな取組を一体的に実施していくべく、工程表を作成しております。

以上が遠隔教育の推進となります。

続きまして9ページをお開きいただければと思いますが、先ほど申しました2点目の先端技術の効果的な活用についてでございますが、現在、学校現場におきましては、協働学習支援ツールやAIドリルなどの先端技術を導入している学校ももう既に少なくないところでございます。このような先端技術の活用を通じて、教師や児童生徒を支援し、アクティブ・ラーニングを推進し、学習指導要領の目指す資質・能力の育成につなげる必要があると考えております。

そこで、現在の学校現場で使われております先端技術やその効果の整理を行ったところでございます。今後、どのような場面で、どのような先端技術を活用していくことが効果的かについて、基本的な考え方等を、最終まとめ等で示したいと考えております。

この点、10ページをお開きいただきたいと思います。学校現場で先端技術の活用と言っても、残念ながら、いまだ環境整備やデータ収集・分析そのものが統一的にとられておらず不十分であるという課題もございます。この後、御説明する第1段階の環境整備を進めるとともに、第2、第3段階についても今年度から先端技術導入実証研究事業など、さまざまな手段を実施し、取組を進め、先端技術を学校現場でこれまで以上に効果的に活用することにより、教育環境を整備していきたいと考えております。これらの点については、6月にまとめる最終まとめで具体化を図っていきたいと考えております。

3点目の環境整備でございますが、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」を策定し、自治体における学校のICT環境の整備の促進を図っているところでございますが、11ページにお示しいたしておりますが、各自治体におけるICT環境整備は大変残念ながら十分に進んでいない状況でございます。ここに書いてありますとおり、地域間格差が生じております。これが危機的な状況だと認識しております。

今後、ICT環境整備を加速するため、12ページにお示しいたしておりますように、世界最高速級の学術通信ネットワーク「SINET」を初等中等教育へ開放するほか、パブリッククラウドの利活用に向けた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の見直し、ICT環境整備を安価に行うための具体策の提示、関係者の専門性を高める取組の推進という4点の施策を推進していきたいと考えております。

13ページでございますが、「SINET」の初等中等教育への開放について示した資料でございます。今後、国立情報学研究所(NII)が構築・運用する高等教育を対象といたしました世界最高速級の通信インフラを全ての初等中等教育機関が利用できるようなことにより、遅延や通信遮断などがないストレスフリーな高速通信、パブリッククラウドと直結した機密性の高い安定的通信、初等中等教育と高等教育との連携強化を実現し、初等中等教育のさまざまな局面で全国的なネットワーク活用も進めることで、自治体等における学校ICT環境整備全般を促進するとともに、初等中等教育と高等教育との交流・連携強化を図ってまいりたいと考えております。

14、15ページがそれぞれ「SINET」の初等中等教育段階での学校での活用の具体例や、初等中等教育と大学、研究機関等との交流・連携強化のイメージ、今後のスケジュールをお示ししているところでございます。

さらにその次、駆け足で恐縮ですが、16ページをお開きいただきたいと思います。パブリッククラウドの利活用に向けた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の見直しについて、お示ししております。

2017年10月に学校現場の特徴を考慮した情報セキュリティの強化を図るため「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定いたしました。昨今の技術革新の進展によるクラウドにおけるセキュリティの普及、教育データの利活用による指導の充実の必要性の高まりなどを踏まえ、今後、クラウドの活用を前提とした記述、ネットワーク構築のあり方についてより柔軟なセキュリティ確保のモデルの提示などについて、ガイドラインの見直しを行ってまいります。

また18ページ、19ページには、それぞれ安価な環境整備に向けた調達方法や各種機器等のモデル例、関係者の専門性を高める取組の推進についてお示ししておりますが、今後、さらなる普及について、環境整備に要する費用を低減していく必要がございます。その具体策の一つとして、調達段階から文部科学省が具体例を示していくなど、積極的に取り組んでまいります。

また、関係者の専門性の向上に向けては、ICT活用教育アドバイザーがプラットフォーム

としての役割をより果たしていくことができるよう、市町村担当者などを対象とした説明会の開催や常時相談体制の整備などを行ってまいります。今後、これらの施策のさらなる具体化を図り、現在、中間まとめということでございますが、6月を目途に最終まとめを示していきたいと考えております。

続きまして、デジタル教科書について、前回、御議論がございました。学習用デジタル教科書の制度化につきましては、国会審議におきまして、プラスとマイナスの両面の効果、影響等があり得るといふことの御審議がございました。このため、まずは紙の教科書を主として使用しつつ、学習者用デジタル教科書は段階的に導入していくという議論が行われたところでございます。

また、衆議院、参議院の附帯決議といたしまして、デジタル教科書に関して、本格的かつ長期的な研究に基づいた客観的・定量的な検証を行い、知見を蓄積した上で必要な施策を講ずることとされたところでございます。

このような国会審議を踏まえ、文部科学省といたしましては、専門家による協力のもと、学習者用デジタル教科書の使用による教育上の効果・影響等を把握・検証し、その成果等を踏まえながら、現在、各教科等の2分の1未満としている教育課程の一部の範囲を含め、児童生徒の学習の充実に資するよう、学習者用デジタル教科書のあり方について検討してまいりたいと考えております。

学習者用デジタル教科書の定義でございますが、法律上、紙の教科書の内容を記録した電磁的記録である教材としており、紙の教科書と同一の内容であることから、改めて教科書検定を経る必要はないとしております。

なお、教科書の内容につきましては、4年ごとに検定を経て改訂されるとともに、その内容の適正性が保たれるよう、随時、客観的事実の変更に伴う訂正や統計資料の更新等の訂正を行うことができる制度となっております。

また、現状におきましても、学習者用デジタル教科書に加えて、さまざまなデジタル教材が一体的に活用されております。デジタル教材は補助教材であることから、教科書のような検定を受ける必要がなく、また、使用義務も課されておられません。このようなデジタル教材部分といたしまして、最新の情報等を柔軟に取り入れることも考えられるところでございます。

続きまして、通学制、通信制についてでございますが、高等学校については、生徒の能力・適性・興味関心・進路に対応できるよう、柔軟な履修が可能な制度となっております。全日制だけでなく定時制、通信制の課程や学年による教育課程の区分を設けない単位制課程の設置、専門学科を含めると200を超える科目や学校が独自に設定する教科、科目の開設に加え、高校外の学習についても卒業に必要な単位を認定できることとしており、このような多彩な制度を利用して、資料にお示ししてありますとおり、各学校が創意工夫を生かした多様な学びの場を展開しております。

大田議長 すみません、今おっしゃった資料というのは、どの資料ですか。

矢野大臣官房審議官（初等中等教育担当） すみません、資料2 - 2の全般でございます。1ページ以降。よろしゅうございますか。

通信教育と通学による指導の融合という観点では、全日制の高校が自校や他校の通信制課程で修得した単位を卒業に必要な単位数に加えることが可能でございます。例えば資料2 - 2の6ページでございます。神奈川県は県立厚木清南高等学校では、全日制・定時制・通信制を設置し、フレキシブルスクールとして、午前・午後・夜間という幅広い時間帯の通学の授業と通信教育を組み合わせ、生徒一人一人が生活スタイルや学習ペースに応じて柔軟な学びのスタイルを選択できるようになっております。

また、通信制課程において、生徒のニーズに合わせて面接指導や教育課程外の補修指導、学習支援などの通学により学習を充実させた、いわゆる通学コースを設ける高校は私立で8割以上、公立では5割以上あり、先日紹介したNHK学園の登校コースもそれに該当しております。資料の8ページあたりを御参照いただければと思います。

最後、教員の役割について、国費留学生の活用ということでお話しせよということ。こうした先端技術の活用とあわせて、多様な経験や高い専門性を有する社会人等の民間の活力を生かし、学校教育の活性化を図ることも重要だと考えております。既に各学校におきましては、チーム・ティーチングによる授業支援、あるいはゲストスピーカーによる講演、ICT支援員によるICT活用のサポートなど、さまざまな形態で外部人材が活用されており、例えば近隣の大学の留学生を外国語教育や国際理解教育に活用している事例もございます。

そのほかにも免許状を有していない者が授業を実施するための制度として、特別非常勤講師や特別免許状がございます。実際に特別免許状を活用し、元エンジニアによる数学、元研究者による理科の授業が行われている学校もございます。今後、各地域の課題や運用状況を伺いながら、外部人材のさらなる活用方策についての検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問をお願いいたします。原さん、どうぞ。

原委員 ありがとうございます。

まとめて幾つか伺ってもよろしゅうございますか。すみません。

前回の公開ディスカッションのとき以来の議論でございますが、前回の公開ディスカッションのときに世界トップを目指すのかという議論があり、文部科学省さんにも目指すということでお答えをいただきましたので、今日はその前提で前向きな議論をできるものだと思っております。

まず、いただいた資料の前のほうからいきますと1点目ですが、1ページで確認をさせていただきたいのが、中ほど下のほうに赤い字で「教師本来の活動を置き換えるものではなく」と書かれているところについてお伺いさせていただきます。これはあらかじめお断りし

ますと、私は先端技術によって教師のお仕事が無くなるとか、そういう乱暴な議論をするつもりは一切ございません。ただ、一方で、先端技術によって、これまで教師、先生が本来のお仕事としてされていたことが可能になる部分もあるのではないかと思います。それを何ら否定しないということによろしいのかどうか、これを確認させていただければと思います。

その前提でもう一点、前回の公開ディスカッションのときに論点として申し上げた中で教員の役割についても、これからの先端技術の活用の中で変わっていく可能性があるのではないかということも申し上げました。これは、これまで議論されてきたような遠隔教育などだけではなく、AIの活用、個別の学習プログラムの導入といったさまざまなことが進んでいく、その中でこれまで教員、先生方に求められてきた役割として教科を教える役割と学びを促す役割があったのだと思います。これがどう変わっていくのか。教員制度をどう見直していくことが考えられるのか。これも前回、公開ディスカッションで伺った中で十分なお答えをいただけていなかったものですから、お答えいただけることがあればお願いできればと思います。これが1点目です。

2つ目でございますが、5ページです。遠隔教育の推進で前向きに御検討をいただいて大変ありがたいことだと思っております。遠隔教育を実施したいが、実施できていない学校をゼロにする。これはもう大変結構なことで、ぜひ進めていただければと思います。

その上で、実施したいと思われていない学校、自治体があるということも問題なのだろうと思います。これもまた先にお断りをすると、実施したくないと言っている人に無理やりやらせるわけにはいかないのですというお答えが返ってくるだろうことはもう承知した上で言っているのですが、ただ、どう環境を整えて、本来、子供にとって、生徒たちにとって、教育効果の高い学習方法をいかに普及していくのか、その観点で、この遠隔教育を実施しようというところにすら、まだ思い至らないところがあるとすれば、それをどう減らしていくのか。これもお考えをお聞かせいただければと思います。

3点目ですが、8ページで、この工程表もお示しをいただいて、ありがとうございます。特に気になるところで申し上げますと、遠隔教育特例校のお話がございました。義務教育での遠隔教育についても特例校を設けて進めていただける、これも大変ありがたいことだと思っております。その上で、実証がずっと続くように見えるのですが、この実証事業をいつやめて本格実施に移られるのかも教えていただければと思います。

4点目、11ページの学校のICT環境の整備に関してでございます。これも前回の公開ディスカッションの際に金丸議長代理から1人1台はもう当たり前ではないかという話がありました。きょうのお話の中でもICT環境について地域間で大きな格差があることは危機的だというお話もございました。これをどう解消されていくのか。

問題意識を持ってらっしゃるところまではわかったのですが、どう解消されていくのか、これはさらに検討されるということなのかもしれませんが、検討の方向性を教えていただければと思います。

これが4点目で、5点目、デジタル教科書の話です。これも公開ディスカッションのときにも議論があり、現行の制度で授業時間の2分の1未満しかデジタル教科書を使えない。この規制について、2分の1なのか、4分の3なのか、数字にはあまり意味がないというお答えもいただきました。なので、意味のない数字であれば、ぜひ早急に撤廃ないし緩和をしていただきたいということについてのお答えをいただきたい。

あと先ほどのお話の中でデジタル教科書は補助教材で紙が大前提なのですというようなお話もあったやに聞こえましたが、紙優先という前提はやめて、デジタルを先にアップデートできるものはアップデートしていくという見直しをされるお考えがあるのかどうかも伺いできればと思います。

6点目に通学制と通信制についてのお話がありました。既に通信制の課程で学校の教室での教育と有効に組み合わせる教育モデルがあらわれている。その中で、これも前回の公開ディスカッションで論点として提示をいたしましたのは、通学制、全日制と通信制といった制度上の区分を見直して、より有効な教育方法をどの学校でも活用できるようにしたらよろしいのではないかとということを申し上げました。

今日のお話では、フレキシブルに組み合わせるところもありますというお話をいただいたと思います。よりフレキシブルに組み合わせることが有効な教育方法である。それをより柔軟に認めていくべきだということについては意見が一致していると考えてよろしいのかどうか、これも確認させていただければと思います。

たくさんになってすみませんが、以上です。

大田議長 以上6点、質問がありました。よろしく申し上げます。

矢野大臣官房審議官（初等中等教育担当） まず教師本来の活動を置きかえるものではないというのと教師の役割も変わっていくというお話でございました。教師の役割、最初の御質問、1番目と2番目の御質問は本質的に同じものだと思っています。確かに時代によって教師の役割、学校の役割というのはかなり変わってくる場合がございます。現に例えば問題行動が増えているであるとか、現代的な課題が今、今回のようなICTにどう対応していくかというようなものがございますので、当然、そういった業務についてはどんどん付加されていっているというように理解しております。

ただ、先ほども原さんのほうからお話のあったとおり、例えば学びに向かわせる力をつけさせるとか、教師から働きかけて学びに向かわせる、まさにモチベーションをどう上げていくかということ、あるいは日本は前回の公開討議の場でも資料を出しましたけれども、いわゆる知徳体という人格の陶冶というものを学校教育が担っているという世界でも結構珍しい学校、教師が役割を担っておりまして、こういう部分は恐らく変わらないであろうということ。

役割も変わっていくというか、正確に言うと変わっていくというよりもどんどん付加されていっているということだろうと思っています。ただ、先ほど私からお話し申し上げている中で、例えばICTの技術であるとか、最近よくございますいじめと不登校、問題行動、

そういったところについては、教員の力だけでは十分対処できないということで、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか、最近はスクールロイヤーなどという話もございますが、専門家の手も借りようということで、今、ICT対応に関連して教師の役割もかなりの勢いで変わってきているということが言えようかと思います。

それと遠隔教育の実施主体が実施できていないというよりも実施しようと考えていないほうをどうするのかというようなお尋ねでございまして、答申からいただいた課題が希望する学校についてちゃんと応えましょうというものだったので、今日、こういう資料になったわけですが、おっしゃることもわからなくはないということもございます。やはり一番実施しようと考えていないというのがどう分析するのかあれなのですが、ICTの環境がまだまだ残念ながら進んでいないというところがかかり考えられるのではないかと考えています。なので、5番目の御質問とも絡みますけれども、11ページにあるように、こういう状況を一日も早く解消できるように、12ページ以降の方策をしっかりと講じていくということがその答えではないかと考えております。

また、8ページの遠隔教育特例校、いつ本格実施するのかということですが、これはまだ残念ながら、特例校自身が実施しておりませんので、その成果を踏まえて検討していきたいというように考えております。

また、11ページの1人1台。現状、非常に厳しい状況にある。我々としても、この11ページのICT環境整備の実態、この部分が全ての問題解決の一番重要な出発点だと捉えておりまして、例えば18ページにお示ししてございますICT活用教育アドバイザーのこれまでの経験等をもとに、学校設置者に対して、環境整備に係る費用を低減する具体的なモデルを例示と書いておりますけれども、さらに、その具体的には下の四角囲みにICT環境整備のモデル例ということを書いておりますが、こういったことをやることによって、学校はどうも高いICTを買わされ過ぎているのではないかというようなこと、コストダウンできるようなことがあるのではないかというようなことが指摘されておりまして、自治体に文科省がこういうものを示すことによって、取組を促していきたいと考えているところでございます。

次、デジタル教科書。

森友初等中等教育局教科書課長 失礼いたします。教科書課長の森友と申します。よろしく願いいたします。

デジタル教科書で2点、いただきました。1点目につきまして、2分の1未満の考え方で意味はないということではございません。先ほど審議官から御説明申し上げましたとおり、法改正の国会審議におきましては、まずは今の段階では紙を主としつつ、段階的に導入をしていくのだという御議論がございましたので、その御議論を踏まえまして、主を超えるということはないのだろうということで、あくまでも現段階では2分の1未満というような規定にさせていただいているところでございますけれども、国会におきます附帯決議におきまして、しっかりと実証的な研究をした上で施策を講じていくということも言

われておりますので、実証的な研究を踏まえて2分の1未満という基準の内容についてもしっかりと見直しを図っていきたいということが1点でございます。

もう一点の紙の教科書とデジタル教科書の関係でございますけれども、これも冒頭、お話し申し上げましたとおり、基本的に法律の今の構造、もう先ほどお聞きになられているので御案内かと思いますが、法律上は紙の教科書の内容を記録した電磁的記録である教材ということでデジタル教科書の定義がなされているところでございます。

そういうことで、紙の教科書については教科書検定というものが行われているところでございます。それをもちまして、数学、社会、理科等々でございますけれども、それらの教育水準を確保するということが制度として担保されているわけでございます、その上で、その検定を改めて得る必要はないということで、デジタル教科書の内容は紙の教科書と同一だということで、現在の法律はそのような仕組みになっているところでございます。

ただ、先ほども申し上げましたが、紙の教科書につきましても随時の訂正申請というものは制度としてございます。したがって、その訂正申請に応じましてデジタル教科書につきましても同様に訂正すること、更新することが可能となっております。また、紙の教科書、デジタル教科書もあわせてそうですけれども、いわゆる補助教材ということで、従来、学校現場におきましては、教科書では賄い切れない部分につきまして補助教材ということで現場の先生方が工夫されているところでございますので、そういった部分で本当にタイムリーな情報等につきまして補足することが可能であるというように考えているところでございます。

以上でございます。

田中教育制度改革室長 失礼いたします。教育制度改革室長でございます。

最後、6番目に御質問いただきました通信制と通学制の関係でございます。こういったフレキシブルな取組、今回の資料の中では資料2-2の6ページに先ほど審議官から御紹介申し上げました県立厚木清南高等学校の例を挙げさせていただいておりますけれども、こういったフレキシブルな取組が有効であるかと考えているかという御質問だったかと思いますが、例えばここで紹介させていただいたような例というのは、私どもとしてこれを取り出して何か集中的な評価をしているわけではございませんが、一定の成果を上げているのではないかと考えているところでございます。

平野大臣官房審議官（総合教育政策局担当） 続きまして、教科と教職の指導の関係ですけれども、各学校におきまして、各教科の横のつながりですとか学年間の縦のつながりを考慮したり、あるいは個々の子供の個性ですとか学習状況を把握したりしながら授業を行っております、そういったことを踏まえ、教師の教科の専門性と教職の専門性を完全に分離することは難しいのではないかと考えております。

ただ、一方、すぐれた専門性を有する社会人などの方を学校教育の活性化に図ることは重要でございますので、こういった外部資源を効果的に活用する方策、あるいはこれからの時代において生徒に求められる資質、能力を育成することができる教師のあり方につい

て、今後、中央教育審議会等に諮問も現在行っておりまして、引き続き文科省としても検討していきたいと考えております。

大田議長 原委員。

原委員 確認ですけれども、まず1点目にお伺いをした点に関しては、教員の方の役割は増えていく面がもちろんある。どんどんと大変になってらっしゃるのだらうと思います。だからこそ、変われるところは変わっていくということも今のお話の中でそうだとおっしゃっていただいたのだと思いますので、その前提で教員のあり方、制度のあり方も含めて見直しの議論を進めていただけるということなのかと理解をいたしました。

飛ばして申し上げますと、遠隔教育特例校、実証をまずやってみてということはもちろん理解をしますが、ただ、早急に遠隔教育ができるような、なされる環境を整えていただきたいということを私たちはずっと申し上げてきたわけでございます。その中で、ずっと実証だけなのですと、これがもう何年も続くのですというのはいかがなものかと思っておりますので、どの程度の期間で実証を終えて本格実施に入っていくのか、これは現時点で一定のめどを立てていただけたらよろしいのではないかと思います。

デジタル教科書に関してでございますが、現行の制度の御説明はいただきましたが、紙での訂正の場合とは明らかに違って、デジタルだからこそ、より迅速なアップデートが可能になる、本来可能なわけですので、それをより有効に効果的に使えるような制度に変えていく御検討はされるのかどうか、これはもう一回、確認をさせていただければと思います。

最後の通学制と通信制、6点目に申し上げた点ですが、これは現行の制度でもフレキシブルにできるというお話ではありましたが、一方で、現行の全日制では原則として通信による授業、全日制のプログラムとして組み込むことにはなっていないわけですね。だから、先ほどのお話にあったように通信制でやった単位を使えるようにするといったような枠組みになっているのだと思います。なので、申し上げていることは、これからの新たな未来の学校のあり方に対応した、より新たな制度を検討いただけるとよろしいのではないかとということでございますので、これもぜひお願いできればと思います。

以上です。

大田議長 追加的に3点ありましたが、まず特例校は、やはり本格実施のめどを示していただきたいということ。デジタル教材については、デジタルだからこそ迅速にアップデートできるわけで、補助教材ではなく教科書本体をより有効なものにすることは検討なさるのか。通学制と通信制について、全日制の中で通信による授業を組み込むことが今、できないわけですが、これからの未来型の学校のあり方として検討なさるのかという3点、いかがでしょうか。

矢野大臣官房審議官（初等中等教育担当） まず1点目でございますが、現在、例えば英語などにおきまして中学校段階において遠隔教育の活用によって、より充実した学習を行うことができる場合、当該教科の免許を持たない教科でも受信側が授業を担当すること

を認めるというようなことを想定しておりまして、今回、御要望のあった茨城県、長崎県に具体的なスケジュール感について伺ったところ、両県ともに、今年9月からの授業実施を検討しているということでした。

私どもとしては、両県が円滑に実施できるように引き続き両県とともに取り組んでまいりたいというように考えておりまして、できるだけ早急にそれらの成果を検証してまいりたいと考えております。

森友初等中等教育局教科書課長 失礼します。デジタル教科書の件でございます。

すみません、御説明が1つ足りていないところがありましたけれども、紙の教科書でも訂正申請というのは随時受け付けているところでございます。ただ、紙の場合ですと、御案内のとおり、随時受け付けて随時承認してもすぐには反映できないわけでございます。

通常、翌年度の教科書の供給から反映されていくわけでございますが、その手続を経て承認されたものであれば、もう途端にデジタル教科書には反映できるわけでございますので、そういう意味では、デジタル教科書のほうが先に修正するということは事実上、今の制度上、できるということになります。そういうわけで、先にデジタルの内容を検定するという実益よりも、紙の教科書による申請が出てきて、それに訂正が承認されて、紙の場合だと翌年に配り直さなければいけないけれども、デジタルならば直ちに変わりますということで対応ができるというように考えているところでございます。

田中教育制度改革室長 通信制、通学制について、また改めて御指摘をいただきましたけれども、今の制度上、可能であると申し上げましたが、現行は高等学校を卒業するには74単位が最低必要な単位でございます。これは全日制、通信制、共通でございますけれども、現行の制度で全日制的74単位のうち、最大36単位、つまり、半分までは通信制の課程の学習したものを単位として認めるということも可能となっております。これが逆転するとなると、むしろ通信制がメインではないかということもあるのですけれども、私ども、制度として今、可能でございますので、これをさらに全日制と通信制をあわせたようなものにするというようなことは現時点で考えてございません。

また、全日制的の学校におきましても、別の議論とも重なりますけれども、いわゆる先端技術等を活用しつつ、教師の下で生徒同士が協働的な学びをすることによって得るものというのがこれからの時代に向けて、むしろ重要になってきます。そうなりますと、やはり全日制的の通学の中で学習していく意義も非常に大きいのではないかと考えているところでございます。

大田議長 ほかに御意見、御質問、いかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員 制度論の話からお聞きしたいと思います。19ページで地方財政措置状況を見る化という話なのですが、これは中身として交付税措置ですか。どんな交付税措置があるのかということと、この見える化というのはどういうように考えてらっしゃるのか。かつ、実際に今までどんな執行状況だったのかという、その辺を把握されているのかどうか

ということをお聞きしたいというのが1点。

次に、13ページです。「SINET」についてお聞きしたいのですが、接続費用は設置者負担となっています。これは例えば整備費を接続費用の中に入れ込むと高いものになると思うのですが、事実上、設置者が負担できないような利用料金だと困るので、その辺、どのように考えてらっしゃるのかということ、そして、「SINET」についてマッチングという話があるのですが、マッチングのルールをどうするのかというのがはっきりしていないと、これは単にシステムだけつくっても運用のルールがはっきりしていないとほとんど機能しないと思います。この点、どのように考えてらっしゃるのか、この3点についてお聞きしたいと思います。

高谷初等中等教育局情報教育・外国語教育課長 情報教育・外国語教育課長でございます。

まず地方財政措置でございますが、学校のICT環境の整備につきましては、単年度、1,805億円の財政措置がついてございます。大体1校当たり標準的な学校で500万から600万程度でございます。この地方財政措置に基づいて、どれだけ整備をしていったかということにつきましては、これまで市町村ごとにもある程度の整備状況を私ども、公表してホームページで公開、もしくはいろいろなところで公表はしてきたところですが、それをさらに詳しく一般の方々にも御理解いただけるような見える化を進めていきたいと考えてございます。

地方財政措置状況につきましても、私ども、いろいろ自治体に調査をしておるところでございます。そのようなことも踏まえて、どういう形が一番見える化としてわかりやすいかということについて、最終とりまとめに向けて、今、検討しておるところでございます。

次に、もう一つ、「SINET」の御質問でございます。コストの御質問がございました。まさにおっしゃるとおりでございます。整備まで含めてどれぐらいのコストがかかるのかということにつきましては、今、私ども、国立情報学研究所とともにいろいろ試算をしておるところでございます。

「SINET」の今後のスケジュールというところで15ページも少し本格運用ということとは2022年度なのでございますが、これまでのトライアルというところでも技術的にどういう形でどうつなぐのが一番いいのかということについては慎重にしないと、まさに自治体側からの接続ということが、これがコストの要因で滞るということがあってはならないと思っておりますので、そこはしっかりと検討していきたいと思っておりますし、運用のルールにつきましても、これまで大学がつながっていたところとまさにつながるものですから、大学関係者等ともあわせて検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

大田議長 高橋委員、どうぞ。

高橋委員 ですから、まず一般交付税なのです。交付税措置。

高谷初等中等教育局情報教育・外国語教育課長 はい。さようでございます。

高橋委員 一般交付税。わかりました。だから、ちゃんとフォローしないと、本当に使

えたかどうかはわからないということですね。

次に、大学の教師の立場からすると、原石、例えば1,000人に1人、光る者がぴっかと来るときは、もう要するにコストベネフィット的に見ても、ウエルカムなのです。しかし、それで本当にわっと質問が来たら、要するに応え切れないわけです。そういう意味では、きちっとルールを決めていただかないと、これは動かないと思います。そういう意味では、しっかりとしたルールを大学関係者と一緒にやっていただかないと、たちまち立ち行かなくなると思いますので、そこはしっかり議論していただきたいというのをお願いしたいと思います。

大田議長 山本委員、どうぞ。

山本委員 やはり地域自治体間の格差が非常に気になっています。今、見える化すると言われたのですけれども、見える化したからといって、やりたくない自治体は放っておいてもいいというわけにはいかないのではないか。

鹿児島の小学生在が東京の小学校に行けるわけではないので、やはり地域格差をどうやってなくすかということがある意味では施策としてやらなければいけないのではないかと思っています。見える化しているからいいではないかという発想が私にはよく理解できない。やはり最低でもここまではやろうよというコンセンサスをとっていくということが必要ではないかというのが1点。

もう一点、このICTの環境整備で問題なのは、いつも問題になるのは、最初の投入のときはみんな一生懸命、頑張るのです。過去もパソコン配付だとかいろいろな施策をやって、結局使われない。それは何かというと、メンテナンスと最新版にするときのお金が計上されていないから、やはり使われないのです。ICTの設備というのは常にメンテナンスしていかなければいけないし、維持費用もかかる。ここまで含めた全体の環境整備をしていかなければいけないのではないか、そういう施策を打ってほしいというのが2点目です。

3点目は全然話が違いますけれども、デジタル教科書の件で、なぜ紙の教科書とデジタル教科書が一緒になければいけないかが全くわかりません。デジタル教科書のいいところ、例えば鳥がなぜ飛ぶかというのは絶対デジタルで、映像で見せる、これは意味があることであって、紙にはできないことをデジタル教科書でやるというほうが普通の考えだと思うのだけれども、紙の教科書とデジタル教科書を同一内容で推進しようという、なぜ一般的な考え方と離れているのか、私は理解できない。その辺もうまく説明していただければと思います。

大田議長 3点ありました。よろしくをお願いします。

高谷初等中等教育局情報教育・外国語教育課長 まず1点目、見える化だけではだめだというのは、もちろん、おっしゃるとおりでございます。見える化というものがやはり一番しっかりと整備をしている自治体と整備が遅れている自治体を顕在化させるという目的でございますので、その整備が進んでいないところについては、一体なぜ整備が進んでいないのか、予算措置ができていないのか、もしくは予算措置ができて何かネックがある

のか。今回の調査でも、なぜあなたの自治体は整備が進んでいないのですかということをご個別に調査をさせていただいておりました。そこは丁寧に対応していくつもりでございます。

また、2番目でございます。メンテや最新版への更新というところの維持費用、ここも全く御指摘のとおりでございます。私ども、投入だけではなくて、要はメンテ、維持、それから、予算の面でもそうですし、いろいろな人材の面でもその点は私ども、留意すべきだと思っております。このあたり、しっかりと対応していくつもりでございます。

森友初等中等教育局教科書課長 失礼いたします。すみません、説明がわかりにくくて申し訳ありません。

デジタル教科書につきましては、法律上の仕組みとして紙の教科書で検定を経て教育水準の確保ということで内容が担保されておりますので、その内容と同一の内容は載せてくださいということなのですが、もちろん、委員御指摘のとおり、デジタル教科書のよさというのは、動画があったり、音声があったり、そういうもので児童生徒の関心をより高めて行っているものでございますので、先ほど申し上げました同一の内容はもちろんありながら、そこにプラスして動画とか音声当然くっついてきておりますので、その部分については、いわゆる法令上は補助教材という位置付けでございますが、現場の状況を踏まえて、そこについてはある種、一定の公序良俗とかでございますが、一定の歯止めはありますけれども、基本的には現場のニーズに応じて工夫をしてつけてもらって、それがいわゆるデジタル教科書として使われるというものでございます。

大田議長 デジタル教材について、先ほどの御説明で、国会でもいい面、悪い面の両方議論に出ましたと。実際、林文科大臣も、児童生徒の教育の充実のために必要に応じてデジタル教科書の利点を活かすと言っておられたのですが、先ほどの説明では、利点についてはほとんどなくて、紙のものを置きかえるだけだと。修正が早くなされるという利点しか御説明がなく、デジタルのよい点は、専ら補助教材で活かすというように私には受けとめられました。先ほど来、原さんの質問も山本さんの質問も、デジタルという新しい仕組みが出てきて教材の機能を大きく拡大できるようになり、それは生徒のためには大きいプラスなのだから、そこは法律がこうなのだからできないというのではなくて見直していくべきではないかということだったと思うのですが、いかがですか。

森友初等中等教育局教科書課長 すみません、説明が多分わかりにくいのだと思うのですが、あくまでも国会審議の中では、まず最初の段階でございますので、紙の教科書を主として使用しつつ、デジタル教科書についても法制上認めていくという導入の段階での仕組みづくりになっているものだというように思います。

議長御指摘のとおり、デジタル教科書のよい面、もちろんございます。そういった面があるからこそ、今回、制度化ができたというように理解しておりますし、その点についてしっかりと実証研究を進めていく中で、2分の1未満ということも含めて、より発展形の形というものが実証研究を踏まえた中で進められていくものと考えているところでござい

ます。

大田議長 ほかに御意見、御質問はいかがでしょうか。金丸議長代理、どうぞ。

金丸議長代理 世界一を目指すのだと、この間、言っていた割には今日のお話をお伺いしていると、世界一にはならない。目指すけれども、なりそうもないのだという感覚を持ちました。ずっと申し上げているのですが、ICTを有効活用した教育環境の整備は、どちらかという遅れているわけですね。従来、我々は追いつけ、追い越せは得意なはずなのです。追いつけ、追い越せが可能になる前提はICTの教育先進国よりもスピードが速くないといけない。デジタル教科書は、本当はコンテンツファーストですね。コンテンツが同一あるいはコンテンツが同一プラス以上のレベルだったら、それは有効活用すればいいと思うのですけれども、紙というものにまだこだわる意味がわからない。

国会審議も含めて相当大人たちの事情で、紙が主体とか言っているのですけれども、社会は今、そのようになっていなくて、紙の利用はどんどん減っていますね。大人たちも、若い人たちも新聞は読まなくなって、新聞は紙ファーストで読んでほしいと言っても読まなくなっているし、漫画を読むのも漫画本ではなくてスマホで読んでいるわけです。

だから、社会は文科省とか大人たち、これにかかわっている人たちが何と言おうと、デジタル化が推進しているからこそ、我々はSociety5.0と標榜し、そして、デジタルガバメントと言っているのに、まだ紙ファーストを、大人たちの事情だったら大人たちの世界でこだわるならともかく、それを子供たちに押しつけるというのは理解できない。だから、デジタルであれ、紙であれ、現場で、ケース・バイ・ケースで有効に使いこなす自由を与えればいいだけだと思っています。

デジタル教科書についての2分の1の利用について、これももう本当、甚だばかげたへ理屈で、デジタル教科書を使っているのを例えば1時間の授業の中で何分間ありますかという、2分の1も超えて、例えば見ていないかもしれないですね。デジタル教科書だとどれぐらいのペーパー、画面をどう見ているかでログもとれるから、きっと2分の1以下でしょう。しかも、それをとる意味はないと思うのです。デジタルを使ったり、先ほどの動画を見たり、紙を見たりすればいいので、教える学びテーマによって、最適な利用の仕方をすべきであって、それがICT先進国で既に行われている例だと思うのです。

私は6年前に政府の会議でプレゼンしたのですが、デンマークではいきなり授業で動画を見ているし、そのときにデジタル教科書か紙の教科書かという議論もしていないし、できる限り紙は使わないことを標榜している。なぜなら、この子供たちは10年後、20年後の社会になったときにデジタルのITリテラシーで世界中のエリートたちと競争するに違いないから、わざわざ、紙のほうが便利なところもあるのだけれども、デジタルでやるのだというのがデンマークの文科省の方針でした。

こういう人が今、先進国ですね。競争力ランキングでも先進国で、そんな人たちに追いつけ、追い越せなので、きょうの話は甚だ心外。また別途、議論させてほしいと思います。

「SINET」のところなのですからけれども、「SINET」は有効活用すればいいし、有効活用で

きる分野もあると思いますが、何よりも子供たちファーストなので、その子供たちの教育にコストパフォーマンスが最適なものを選ぶ機会だと思っていますので、これは貫いてほしいと思います。

前回申し上げた、机と椅子と一緒になので、机と椅子の附属物としてタブレットとかPCを見てくださいと申し上げたので、そのように進めていただきたいと思います。そのときに、ハードウェアの話ばかりではなく、ソフトウェア環境も重要で、世界でスタンダードになっていないようなOS環境とかソフトウェア環境は選ばないでほしいと思います。この中身についても、ペーパーの中にはソフトウェアについても記述がありましたので、子供たちファーストで、子供たちにとって最適化を目指していただきたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

大田議長 八代委員、どうぞ。

八代委員 今回の金丸委員のお話の関連なのですが、なぜそこまで紙を重視するかというと、ちょっとおっしゃったのが、紙で検定しているからだという理解でよろしいのですか。だから、検定をちゃんとしていないデジタルは、あくまで補助教材でなければいけないというロジックがあるのかどうかの確認で、もしそうだとしたら、デジタルで検定してもらえばいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

大田議長 お願いします。

森友初等中等教育局教科書課長 法律の改正のときの議論では、おっしゃるように、まず紙で検定しているということがございまして、その検定を経たものと同一の内容ということでのデジタル教科書が制度化されたというものでございます。

八代委員 だから、デジタルで検定したら、もっとデジタルでいろいろなことができるわけで、そういうことの可能性はないのですか。

森友初等中等教育局教科書課長 現段階では、そのようなことは考えていないところでございます。

大田議長 金丸さんが言われた、大人の事情で紙が主体と言っているのではないが、社会はもうどんどんデジタル環境になっていて、だからこそ、Society5.0を政府も標榜している。だからケース・バイ・ケースで現場がみずから選べるようにしてはどうか、という点について、いかがですか。

森友初等中等教育局教科書課長 すみません、繰り返して恐縮でございますけれども、国会の審議におきまして、デジタルのメリット・デメリットというのも。

金丸議長代理 審議官に答えてもらったほうがいいと思います。教科書課長は教科書を守らなければいけないミッションがあるのしょうから。

矢野大臣官房審議官（初等中等教育担当） 誠に申し訳ございませんが、同じ答弁の繰り返しになります。

大人の事情ということでございますが、国会の審議の中では、例えば児童生徒への健康の影響についても留意というようなことを大臣がお答えしておりまして、デジタル教科書

の導入は段階的に進めるというようなこととしております。まず本格的かつ長期的な調査研究が必要だということでございます。

大田議長 最後に、私から1点だけ。

最新技術を活用して世界最先端の教育を実現させるということがこの間の公開ディスカッションで確認されました。今日は、そのスケジュール、工程表はお示しいただけなかったのですが、いかがでしょうか。この間の公開ディスカッションでも、委員からは、いつまでにそれを実現するのかという質問がありました。

今日の資料で言うと、9ページとか10ページに書かれていることを最大限実現していただければいいのだと思いますが、このスケジュールはいかがでしょうか。

矢野大臣官房審議官（初等中等教育担当） 今回、柴山プランとしての中間まとめ、これ全体をやることによって、例えば10ページあたりでしょうか、まだ残念ながら我が国、この第1段階と第2段階のはざまにいる。第1段階も十分にクリアしていないという段階でございますので、世界最先端と言うためには、恐らくこの第3段階以上にならないといけないというように理解しているところでございます。

残念ながら、それに向けての工程表というのを具体的に今、お示しすることは困難でございますけれども、この柴山・学びのプラン中間まとめの後、最終まとめを出してまいります。それをしっかり執行することによって、世界最先端の学びの環境を整えていきたいというように考えております。

大田議長 先ほど金丸さんが言われたように、追いつけ、追い越せのためにはスピードアップしなければいけません。6月までの間にスケジュールを詰めていただくということですので、ぜひスピードアップのプランをお示しいただければと思います。

本日は、お忙しいところをおいでいただきまして、ありがとうございました。ここでこの議題は終わりいたします。

（文部科学省、総務省、経済産業省 退室）

（厚生労働省、文部科学省、金融庁、関係団体 入室）

（報道関係者入室）

大田議長 それでは、片山大臣がいらっしゃいましたので、一言、御挨拶をお願いいたします。

片山大臣 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席と大変熱いディスカッションをありがとうございます。

遠隔教育問題につきまして、私も政務で全国いろいろなところで街頭演説や挨拶をするときに、皆様が御興味あるのは、英語とプログラミングが今度、小学校から入ってきます。英語については、中学以降は教えているのですが、残念ながら、中国や韓国に比べても発音もよくなければ聞き取りもあまりできず、苦手意識を持つ割合が高い。日本人が才能で劣っていることはなく、教え方に問題があるという結果だと思えます。

ここに遠隔教育が入ると、子供たちが3Dの遠隔教育で手にとるようにネイティブの人の

発音を聞けて、それを止めながら直してもらえてるようになり、英語の学習プロセスが飛躍的に効率化される、また、プログラミングについても、教室にいる先生が皆できるはずもないので、一番教え方がうまい方が手とり足とり、遠隔教育でわからなかったら止めて教えてくれるとできるようになる、そういうことを期待される方は非常に多いです。

この後は、改姓のときに新姓への書き換えが義務付けられている国家資格などについて、女性の仕事の継続性の観点から旧姓使用の範囲を拡大する方策を検討する。このため、今回は関係省庁や当事者である関係団体の代表の方々に来ていただきました。

政令改正が4月12日に行われまして、マイナンバーカードに旧姓併記が今年の11月5日から可能になりましたけれども、個人の生き方が多様化する中で、働き続けたい女性が御不便だと思ったり、働く意欲が阻害されるということが一切ないように、女性活躍の視点に立った制度を整備していくという観点からも非常に重要であると思っております。

私は規制改革と女性活躍推進の両方を担当しており、最近横に連携するものが非常に多いのですが、御議論をよろしく申し上げます。担当大臣としてもしっかりサポートさせていただきたいと思っております。

大田議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、恐縮ですが、報道関係の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

大田議長 それでは、議題「3.各種国家資格における旧姓使用の範囲拡大について」、御審議いただきます。

まず、各資格に関係する省庁として、保育士、介護福祉士、医師関係で、厚生労働省から大臣官房審議官の本多則恵様。

子ども家庭局保育課長の竹林悟史様。

社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長の柴田拓己様。

大臣官房審議官の迫井正深様においでいただいております。

幼稚園教諭の関係で、文部科学省から、大臣官房審議官の平野統三様。

生命保険募集人関係で、金融庁から、監督局長の栗田照久様。

監督局保険課長の横尾光輔様にお越しいただいております。

加えて、各資格を用いて働いておられる方から、現場の声をお伺いするため、全国保育士会副会長、村松幹子様。

公益社団法人日本介護福祉士会副会長、藤野裕子様。

公益社団法人日本医師会常任理事、小玉弘之様。

一般社団法人生命保険協会業務委員長、古河久人様にお越しいただいております。お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、まず厚労省より、御説明をお願いいたします。

本多大臣官房審議官(雇用環境・均等、子ども家庭・少子化対策担当) それでは、まず保育士につきまして、厚生労働省子ども家庭局から説明をさせていただきます。

資料3 - 1の2ページ目をごらんください。

まず保育士について、旧姓使用に関する現状の制度でございますが、結論から申し上げますと、保育士登録証につきましては、現行では、戸籍名だけを記載するものでございまして、旧姓併記を行うことはできません。保育士登録の制度がどうなっているかといいますと、資格を有してらっしゃる方が保育士となるには、都道府県にある保育士登録簿に氏名等の事項の登録を受けなければいけないことになっております。

都道府県知事は、保育士の登録をしたときは、保育士に対して氏名を記載した保育士登録証を交付することとなっております。保育士の方が結婚されたなど氏名が変わった場合には、登録証の書き換え交付の申請が必要でございます。

この現状に対しまして、これから旧姓使用の範囲の拡大ということで検討しておりますことを御説明させていただきます。

保育士登録申請書の様式等の改正、これは省令改正になりますが、これを行うことによりまして、旧姓併記を可能とする方向で検討しております。なお、実際にいつできるか、施行時期についてでございますが、この保育士登録を現在、保育士登録事務処理センターで行っておりますけれども、こちらにある保育士登録のシステム改修が必要になる可能性があるのと、場合によっては予算の確保も必要ということで、これを考慮して施行時期については考える必要があると思っております。

以上でございます。

柴田社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長 続きまして、介護福祉士について御説明をしたいと思います。3ページをお開きください。厚生労働省の社会・援護局でございます。

の旧姓使用に関する現状の制度につきましては、介護につきましても の1つ目のにございますように、介護福祉士の資格を有することの証明書として介護福祉士登録証があり、現行制度においては、氏名（戸籍名）を記載するものとなっております。旧姓併記を行うことはできないというようにされているところでございます。

参考1のほうに介護福祉士登録の制度の概要を記載しておりますけれども、ここにありますように、介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、厚労省に備えている介護福祉士登録簿に氏名等の事項の登録を受けなければならない。そして、厚労大臣は、介護福祉士を登録したときは上記事項を記載した登録証を交付するというところでございまして、「また」ということで、この介護福祉士は登録を受けた事項に変更があった場合には、その旨を厚労大臣に届けなければならないということとされているところでございます。

これを踏まえまして、旧姓使用の拡大に向けた取組として でございます。介護福祉士につきましても、登録証ですとか介護福祉士登録申請書の様式等の改正、省令改正でございますけれども、これを行うことによりまして、旧姓併記について可能とする方向で検討したいというように思っております。

改正省令の施行時期につきましては、介護福祉士の登録を行う指定登録機関である社会福祉振興・試験センターのシステム改修の必要性を考慮する必要があるということでございますので、厚生労働省といたしましては、来年3月に合格発表が行われます今年度の介護福祉士の国家試験の合格者の登録の時期に間に合わせるように施行することを目標としたいと考えております。

なお、この介護福祉士の登録証の旧姓併記を可能とする省令改正を行う際には、同じく社会福祉士及び介護福祉士法に規定されております国家資格でございます社会福祉士につきましても同様の改正を行う予定でございます。

御説明は以上でございます。

迫井大臣官房審議官（医政、医薬品等産業振興、精神保健医療、災害対策担当） 引き続きまして、医師についてでございますが、同じく資料の4ページでございます。

医師につきましては、結論から申し上げますと、他の医療関係職種、全て旧姓併記に対応いたしております。この資料の4ページ、従来の取り扱いということで、制度上、従来につきまして姓を改めた場合に医師法等に基づきまして医籍の訂正を申請する、これは義務になっております。ただ、免許証につきましては、書き換えの義務が生じておりませんので、旧姓の使用は実質的には可能だったということです。ただ、医籍等を新姓に訂正された後に免許証がなくなったということで再交付した場合には新しい姓になっていた、これは過去の話であります。

そこで、旧姓の併記を可能とするに至った経緯、これはもう申し上げるまでもなく、平成29年6月6日ということですのでけれども、重点方針2017におきまして、そういった併記をすることが可能になったということを踏まえまして、これは今年の省令改正に伴いまして、この本年1月1日から施行しておりますが、医師を含めまして医療関係職種につきまして免許証については旧姓併記を可能といたしております。

これは資料の6ページ、医師の例でありますけれども、様式に赤枠をつけておりますが、医師免許の申請書につきましては、まず旧姓使用の希望の有無、赤枠でございます。それをまずチェックした上で、旧姓という欄を設けておりますので、こういった対応につきまして既に可能となっております。

4ページに戻っていただきまして、最後ですけれども、周知のところ、今、申し上げましたような省令改正を行っております。関係都道府県、日本医師会等の関係団体にも周知を行っております。実績についてはここに記載してございますけれども、2月末までの現在で217件の使用があるということでございます。

以上でございます。

大田議長 それでは、文部科学省より、御説明をお願いします。

平野大臣官房審議官（総合教育政策局担当） 文部科学省でございます。

資料3-2のほうをお開けください。「教員免許状における旧姓の取扱いについて」、御説明いたします。

現行制度における取扱いというようにございますように、教員免許状に記載されている氏名につきましては、その変更が生じた場合、所有者が願ひ出ることにより、その書き換えを行うことができるとされております。つまり、現行制度におきましても、この書き換えの申請は義務ではなく、旧姓が記載された免許状をそのまま使用することができるということでございます。

仮に免許状に記載されました氏名とその所有者が勤務する職場で使用する氏名が異なっていたとしても、その免許状が効力を失うということはありませんので、そのまま教員として勤務することは可能となっております。このため、実際に現場では旧姓を名乗っていらっしゃる先生というのはいらっしゃいます。

なお、免許状につきましては、都道府県教育委員会が授与権者となっております、免許状を取得するために必要な書類等につきましても都道府県教育委員会が定めることとなっております。そのため、免許状の申請書類や免許状そのものに旧姓の併記を可能とするためには、各都道府県教育委員会におけます事務の取り扱いの変更をお願いする必要があります。

今後の対応といたしましては、次のページの上のほうにございますように、旧姓併記によって生じる実務上の影響について検討をしていきたいと思っております。具体的には中ほどにございますが、検討が必要と思われる事項というところがございますように、申請書類ですとか免許状の様式を定めております各都道府県教育委員会の規則の変更というものが必要になってくるところでございますし、また、現在、各都道府県教育委員会が協力いたしまして免許事務を遂行するために運用しております教員免許管理システムについても改修が必要となる可能性がございます。その場合には経費が必要となってくるということでございます。

こうしたことから、今後の対応につきましては、各都道府県教育委員会からの御意見もよく伺いつつ、他の資格における旧姓の取り扱いも参考としながら検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

では、金融庁より御説明をお願いします。

栗田監督局長 金融庁でございます。

資料3-3に基づきまして「保険募集人の旧姓使用」について、御説明をさせていただきます。

まず、保険募集を行う者については、これは国家資格ではございませんが、保険募集の公正かつ適正な実施を確保するために、保険業法におきまして、保険募集人として内閣総理大臣の登録を受けることとされておきまして、その権限は財務局等に委任され、実務面では各保険会社を通じて電子申請によりなされております。

また、保険業法におきましては、保険募集人が保険募集を行う際に、お客様に対して氏

名を明らかにすることを求めています。このうち、保険募集人の登録に当たりましては、本人確認のための書類として住民票又はこれに代わる書類の提出を求めています。これに代わる書類の例示といたしまして、印鑑登録証明書、運転免許証、健康保険証といった書類を示しております。旧姓が確認できる書類はここには明示されておりません。

登録には金融庁、協会、各保険会社等をシステムでつないで電子申請により行われておりますけれども、現行の保険募集人の登録に関するシステムでは旧姓を記載する欄がなく、旧姓併記ができない状況でございます。このため、結果として旧姓ではなくて戸籍上の氏名が使用されてきたということでございます。

一方で、保険募集人が保険募集を行う際にお客様に対して明らかにする氏名につきましては、保険業法におきまして、登録の氏名に限定はされておりませんので、保険会社において登録された氏名と保険募集人が募集時に使用する氏名を適切に管理できるのであれば、保険募集時の旧姓使用は可能であると考えております。実際に一部の保険会社では、保険募集人の旧姓使用を認めていると承知しております。

ただ、多くの生命保険会社におきましては、未だ保険募集人が旧姓使用を行っていないという状況でございます。このような現状を受けまして、金融庁といたしましては、保険募集人の営業活動において旧姓をより使いやすくするために、保険募集人が保険募集を行う際にお客様に対して明らかにする氏名について旧姓使用が可能であることを明確化することとしたいと考えております。その際、各保険会社におきまして、登録された氏名と保険募集人が募集時に使用する氏名を適切に管理する態を整備することが必要になりますので、このような環境整備を業界に対してもお願いしていきたいと考えております。

また、登録におきましても旧姓使用が可能となりますように、電子申請に係るシステムの改修といった実務面で必要な対応を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

大田議長 ありがとうございます。

続いて、関係団体から、ただいまの各省庁の御説明を踏まえてコメントをお願いいたします。全国保育士会、日本介護福祉士会、日本医師会、生命保険協会の順番でお願いいたします。

村松副会長 全国保育士会から参りました村松幹子と申します。よろしく願いいたします。静岡県で社会福祉法人が経営しております保育園の園長をしております。

この度、旧姓併記を認めるという方向を示してくださったことに関しまして、本当にありがたいことだと思って、まず感謝を申し上げます。

保育所における、資格を必要とする職種は、御存じのように保育士や栄養士、調理員、看護師等になります。特に保育士におきましては、配置基準はもとより、処遇に係る加算を受ける場合も保育士登録証の提示が求められます。特に女性の多い職場なので、私の保育園でもそうですが、結婚による姓の変更、もちろん、その逆、離婚による姓の変更という人もいます。そのように、名前の変更はよくあることです。

その度に登録をし直すということが必要になりますけれども、登録を行う保育士登録事務処理センターから新たな保育士登録証が届くには多少時間がかかるのです。この間に保育士登録証の提示を求められたときに、旧姓併記されていれば、本人の姓に合致する保育士証があることで、本人確認がしやすくなるというのは確かだと思っています。

事務手続がスムーズになるならばいいかなと思うのですが、私の本音といいますか、私たち全国保育士会の仲間の本音を言わせていただければ、やはり一度登録した氏名で保育士登録証を提示する、つまり旧姓使用が可能になれば、さらに利便性はよくなると思っています。

もしも将来的にそのような対応も視野に入っているのであれば、今回のこの旧姓併記は本当に大きな前進でありまして、そのための布石としては大歓迎というところでもあります。これが私たち全国保育士会の見解です。

以上です。ありがとうございました。

藤野副会長 公益法人日本介護福祉士会から参りました藤野と申します。

介護福祉士として旧姓使用のニーズとしましては、職業人としてのキャリアの継続性、利用者の混乱を避ける、結婚や離婚といった個人的なことを公表したくないなどがあります。介護福祉士の職場での旧姓使用の可否というものは、現状では事業所の判断に左右されています。私自身の体験で申し上げますと、入籍した際に上司に今後も旧姓で業務に当たりたい旨、希望しました。親身に相談に乗っていただいたのですが、登録証と同じ氏名で活動することを求められる結果となりました。もちろん、ワーキングネームを認めている職場もたくさんありまして、経営者の判断によるところが大きいのが現状となっています。

また、旧姓使用が現状、女性大半のニーズであると考えてはおりませんけれども、今後、旧姓と新姓のどちらを使用するか選択できるようになることが大切であると考えます。また、職業人としてのキャリアの継続性を考えるきっかけの一つにもなるのではないかと考えております。

以上です。

小玉常任理事 日本医師会から参りました常任理事の小玉でございます。

ただいま厚労省からも説明がございましたが、医師は学会等でキャリア形成の一環として論文発表を行うことが多いため、論文の検索や引用に当たり、また、業績の継続性の見地から、旧姓を活用する利便性が高いと考えております。また、患者さんから見ても、担当医師が旧姓を活用できれば、日常診療の場面においても信頼関係が保たれると考えております。

日本医師会では、今回の旧姓使用について、昨年12月10日の厚生労働省より周知依頼を受けまして、12月21日、都道府県医師会を通じて郡市区医師会、さらには会員への周知を速やかに行いました。今後はポスターやリーフレット等を作成し、さらなる周知を図りたいと考えておるところでございます。

一方、医療職でも都道府県知事免許である准看護師は今回の国の改正対象には入っておらず、都道府県によって対応がばらばらでございます。国において状況を把握することも必要ではないかと考えておるところでございます。

最後に、要望でございます。登録免許税の納付は収入印紙のみで支払うよう、厚労省通知で書式を示されておりますが、一度、保健所に行った後、郵便局等に収入印紙を購入しに行かなければなりません。登録免許税の免税が望ましいのですが、保健所での収入印紙の販売など、保健所内で手続を完結できるよう、お願いいたしたいと思っております。

私からは以上でございます。

古河業務委員長 生命保険協会の古河でございます。よろしくお願いたします。

生命保険協会は、女性が活躍する業界であります。各生保会社に所属する営業職員は23万人に及び、その9割に当たる21万人が女性となっております。こうした働く女性から現に旧姓を使って仕事をしたいという声も上がってきております。

一方で、金融庁からも御説明いただきましたように、保険募集人は保険募集を行う際にお客様に対して自らの氏名を明らかにする必要がありますところ、この氏名に旧姓が含まれているかという点がこれまでは必ずしも明らかとはなっておりませんでした。この度、ご当局によりまして、旧姓使用が可能であることを明確化していただくということにつきましては、改めて感謝の意を表明したいと考えております。

生命保険協会といたしましても、改めて保険募集人が旧姓で保険募集を行う場合の保険会社、保険代理店に求められる体制を明確化したいと考えております。具体的には、保険会社や保険代理店は旧姓使用を希望する職員に係る管理簿を備え付ける等の方策によって、お客様から旧姓でご照会等があった場合でも、どの職員かを特定できる体制を整えることなどを当協会のガイドラインで明らかにしてはどうかと考えてございます。

また、旧姓で仕事をすることを希望する職員のために、今、申し上げたような管理体制の整備等を各社に促してまいりたいと考えております。さらに、今後、旧姓での登録が認められるよう、我々、生命保険協会としても、今回の措置を踏まえまして、女性活躍をこれまで以上に推進する観点から、登録に関するシステム面での対応等、必要な対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大田議長 今、現場の声として、厚労省関係で幾つか御要望がありました。

まず、全国保育士会から、一旦登録した名前でビジネスを継続できるようにできないかという御要望。介護福祉士会から、旧姓と新姓のどちらを使用するかは選べるようにできないかということ。日本医師会から、准看護師が今日の議題には入っていないが、これについてはどうお考えかと。また、収入印紙を保健所で販売してほしいという御要望がありました。保健所での販売が禁止されているわけではないと思っておりますので、この点は規制ではないのですが、せっかく御質問がありましたので、これについてどうお考えか、お答えをお願いいたします。

本多大臣官房審議官（雇用環境・均等、子ども家庭・少子化対策担当） まず保育士の関係でございますけれども、御意見の趣旨は、旧姓の併記ではなく、一步進んで登録証の書き換え自体を不要とするような改正ということではなかったかなと理解をしております。

この点につきましては、保育士証に限らず、官公署が発行する資格証一般について旧姓のみの記載について、どのように考えるかという御議論もあるものではないかなと思っております。その上で、現在の保育士登録証の機能から申し上げますと、これはその方が保育士資格を有してらっしゃることを確認するための重要な証明書でございます。都道府県の指導監査の際に施設から職員の登録証の提出を求めて、ほかの本人確認書類との突合によって保育士の本人確認に当たって活用しております。また、市町村の補助事業の申請に当たっても本人確認のために登録証の添付を求めている場合などもございます。

こういった実態がございますので、旧姓のみの記載を行うこととした場合、その本人確認をどのようにするかといったことについて対応が必要かなということで、慎重な検討が必要ではないかなというように考えております。

柴田社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長 続きまして、介護の関係で旧姓と新姓の選択制という話につきましても、今の論点に大に関係するのでございますけれども、介護福祉士登録証につきましても、現在、自治体における指導監査ですとか、介護報酬請求の現場におきまして、職員名簿と介護福祉士登録証の写しを提出してもらって本人確認等を行っているという場合等もございますので、これらの実務への影響も含めまして、この選択制ということについても慎重な検討が必要であるかなと思っております。

以上です。

迫井大臣官房審議官（医政、医薬品等産業振興、精神保健医療、災害対策担当） あと2点いただいております。

一つは、准看護師の問題といいますか対応であります。これは御指摘のとおり、医療関係職種、国で直接対応しているものについては既に措置済みですが、御指摘のように准看護師につきましては、各都道府県の自治事務として運用されている関係で、各県において対応できていないところがあるという御指摘だろうと思えます。

私どものスタンスは、まず看護師について設定をした様式がありまして、基本はそれに準じていただきたいということを申し上げております。ただ、今、御指摘のようなこともございましたので、改めて都道府県に周知する等々のことは引き続き考えていきたいと考えております。

もう一つ、印紙のお話がありました。これは医籍の例えば訂正手続等の中で記載されておるのですけれども、申請の仕方として、登録免許税を納めたという領収書または印紙という扱いになっておりまして、必ずしも収入印紙を張らなければ、どうしてもその1本ではないということが一つ。

もう一つは、これは私どものもう少し確認が必要だと思っております。保健所で印紙を販売する等々につきましては、また関係法令も多分あると思っておりますので、よくよくそこは整

理をさせていただけないかなと考えてございます。

以上でございます。

大田議長 最後の収入印紙の問題は規制改革推進会議のテーマではありませんので、双方で今後の御検討をお願いいたします。

森下委員、どうぞ。

森下委員 でも、収入印紙に関しては無くしてもいいのではないかと思うのですけれどもね。そうなると規制改革の話のような気がしますけれども、むしろ、収入印紙、いつまで使うのかというほうが私は疑問なので、無くしてもらう方向で議論してもらったらいいいのではないかと思います。

准看護師に関してなのですけれども、こういう漏れがあるというのはよろしくないと思うのです。今回の保育士さん、介護福祉士さんのところで厚労省関係の資料を見ているだけでも、ほかに社会福祉士とか精神保健福祉士、手話通訳士試験、公認心理師試験というのがあるのです。厚労省管轄になっているのです。あるいは美容師、理容師、これも厚労省関係です。こういうところでどこか1カ所でも残るようなことがあると意味がないので、この際、できないものがあるのでしたら全部やってもら。まとめて処理してもらわないと不公平感が強いと思うのです。そういう意味では、ほかのところをどうされるかという御質問と、美容師、理容師に関してもどうなっているかわかれば教えていただきたいなと思います。

大田議長 お願いいたします。

本多大臣官房審議官（雇用環境・均等、子ども家庭・少子化対策担当） すみません、今回、今日、厚生労働省の各担当部局しか来ておりませんが、そういう御意見がありましたことは戻りまして担当に伝えておきたいと思います。

大田議長 森下委員、追加で何か。

森下委員 政府全体で残り物がないようお願いしたいと思います。

大田議長 八代委員。

八代委員 先ほど介護福祉士について、本人確認の手段が問題だというお話があったわけですが、それであれば、せっかくマイナンバー制度ができたわけですから、そちらに旧姓、本姓、併記されているのであれば、それをちゃんと個人にとっていただければ、それで十分確認できるわけですね。それであれば、今、森下委員がおっしゃったように、全てほかの資格についても言えるわけで、マイナンバーの活用という意味で、その御検討は可能なのでしょうか。

柴田社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長 介護福祉士につきましては、今、委員御指摘いただいたように全体の並びもございますので、マイナンバーとのリンクとの検討まで至ってございませんけれども、将来的な検討課題として参考にさせていただきたいと思います。

大田議長 本多審議官、いかがですか。

本多大臣官房審議官（雇用環境・均等、子ども家庭・少子化対策担当）　ほとんど仕組みとしては同じようになっておりますので、同様に考えております。

大田議長　規制改革では行政手続を簡素化するという課題にも取り組んでいますので、本人確認についてもマイナンバー制度ができたわけですから、それを活用できるよう、将来的にはではなく、早期に御検討いただければと思います。

林委員、どうぞ。

林委員　ありがとうございます。

先ほど村松様、藤野様から旧姓使用を求める声のご紹介がありましたように、日本の女性にとっては、この問題は、非常に必至の問題でして、ぜひともスピードアップして解決していただきたいと思います。

御案内のように、2014年段階で、世界中で夫婦別氏を許容していないのは日本だけでございまして、夫婦別氏が夫婦や親子関係の本質や理念に反するものではないということは、この事実からもあらわれているところだと思います。

最高裁判決で合憲とされたのも、あくまでも個人の氏に対する人格利益を法律上、保護すべき人権として認めたと、現在の旧姓の通称使用はこれを緩和するものである。つまり、旧姓の通称使用を法制度上、担保することは合憲であるための最低限の前提条件であると思いますので、単に「検討」ではなくて、実現のスケジュール、今後、令和何年からは漏れなく全ての女性が輝けるように、せめて最低限の資格証等への旧姓併記はやっていただけないということをお約束いただきたいと思います。

大田議長　スケジュールに関連して、介護福祉士については来年3月に合格発表がなされる新しい福祉士からということでお話があったわけですが、保育士も同じような状況だと思うのですが、来年度からということはお約束いただけないのでしょうか。

本多大臣官房審議官（雇用環境・均等、子ども家庭・少子化対策担当）　極力、保育士の場合には資格を取得される経路としては、養成施設を卒業した段階でという方が一番多いので、やはり年度末までに措置をできることが望ましいと考えております。ただ、システム改修に必要な予算の確保について、まだ確定的なことが今、申し上げられない段階ですので、極力できるだけ速やかにできるように努力してまいりたいと考えております。

大田議長　文科省さんの教員免許状も取り組んでくださるということで、教育委員会の意見を受けて、今後どうするかを検討するということですが、スケジュール感はいかがでしょう。

平野大臣官房審議官（総合教育政策局担当）　すみません、私どもも同様でございますので、まず都道府県教育委員会に対しまして、こういった事務の負担あるいは費用の負担も含めまして御相談しながら進めていかないといけないと考えておまして、大変申しわけないのですけれども、スケジュールをお示しするには至っておりません。

以上です。

大田議長　検討は今年度中になさってくださいですね。

平野大臣官房審議官（総合教育政策局担当） 都道府県との話し合いというようなことでは、できるだけ今年度中にやっていきたいとは思いますが。

大田議長 江田委員、どうぞ。

江田委員 ありがとうございます。

皆さん、直ちに急いでやっていただけるということ、非常にうれしく思いますけれども、医師免許に関しては対応済みという理解なので、同じ厚労省さんで、もちろん各所違うと思うのですが、なぜこのように早くできたのかということと、同じようなことがほかの資格に関してもできないのかという質問でございます。

大田議長 これは厚労省から。

迫井大臣官房審議官（医政、医薬品等産業振興、精神保健医療、災害対策担当） なぜということにストレートにお答えが必ずしもできているかどうかわかりませんが、先ほど小玉常任理事のほうから御紹介がありましたが、特に女性の医師については、かねてからそういうことが免許に限らず学術の世界で論文とか業績の蓄積について非常に重要だという問題意識が言ってみれば職能の中で共有されていたということがありましたので、そういったことから私どもとしても、他の職種がどうだからやらないということよりも、そういうことで事実上、対応してきたということが担当部局としての認識でございます。

江田委員 ありがとうございます。

医師のように力のある、声を上げやすい職業のみならず、全ての働く女性にこれが対応できるよう、よろしく願いいたします。

大田議長 ほか、いかがでしょうか。

今日、御出席の現場の方々から、今までのやりとりを聞いて何かありましたらいかがでしょうか。よろしいですか。

金丸さん、どうぞ。

金丸議長代理 スケジュール上、このシステムの改修というのがキーポイントになると思います。参考のために聞かせてほしいのですが、従来は認められていなかったのが旧姓に変更するときにシステム上は元の名前を上書きするのか、その履歴を持つようになっていくのか、それはどうなのでしょう。戸籍はもともと履歴を持っていますね。

大田議長 お願いします。

本多大臣官房審議官（雇用環境・均等、子ども家庭・少子化対策担当） すみません、今、すぐにはこの場では履歴として残しているのかどうか、わかりかねます。

大田議長 金融庁さんの生命保険募集人に関しては、旧姓使用が可能であることを明確化して下さるということですが、どういう手段で明確化していただくのか。また、実務面で電子申請に係るシステムの改修とありますが、これはどういうスケジュール感をお持ちかをお教えてください。

横尾監督局保険課長 金融庁保険課長でございます。

まず第1点目の保険募集の氏名を明らかにする際に引き続き旧姓の使用が可能であるこ

とを明確化するという点につきましては、監督指針など、金融庁からの発出する文書におきまして明らかにしたいと思っております。

システムの点でございますけれども、これは他省庁と同様でございますが、私どもの予算が確保され次第、改修に当たりたいと思っておりますが、冒頭、御説明申し上げましたように電子申請でございますので、保険業界のほうのシステムも修正していただく必要がございますので、そういった点も含めて速やかな改修というものに努めてまいりたいと思っております。

大田議長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。今日はいずれも前向きの御対応をお約束くださいます、ありがとうございました。残るはスケジュールですので、なるべく早く使えるようにお願いいたします。今日はお忙しいところをおいでいただきまして、ありがとうございました。

(厚生労働省、文部科学省、金融庁、関係団体 退室)

大田議長 以上により、本日の議事は全て終了いたしました。事務局から何かありますか。

小見山参事官 次回の会議日程は、追って御連絡を申し上げます。

大田議長 それでは、これで本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。